８生衛第１６５５号
令和８年９月３０日

一般社団法人福岡県料飲業生活衛生組合連合会会長　殿

福岡県保健医療介護部生活衛生課長
（動物愛護・乳肉衛生係）

ふぐ毒による食中毒の防止について（通知）

ふぐの衛生確保については、平素より格別の御配慮をいただき厚くお礼申し上げます。
ふぐの需要期を迎えるに当たり、ふぐ毒による食中毒を未然に防止するためにも、貴関係会員に対し、下記事項の周知徹底を図られますようお願いします。
なお、本年度も魚市場におけるふぐの早朝監視を予定しております。

記

1　別添通知等に基づき、流通におけるそれぞれの段階で安全の確保を図ること。
　特にナシフグは、有明海、橘湾並びに香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲され、長崎県内、熊本県内、香川県内、岡山県内又は下関市において各々のナシフグの取扱い要領等に基づき、むき身等に処理されたもののみが流通することとされていること。
2　ふぐの表示は標準和名を使用すること。
3　ふぐの種類の鑑別を確実に実施すること。
4　ふぐ処理師は、ふぐの有毒部位（肝臓、卵巣等）を確実に排除し、食用に供しないこと。
5　魚市場においては、受払伝票等帳簿の整理を確実に行うとともに、出荷者に対し漁獲海域の記録を確実に行わせること。

（別添）

関連通知

- 「ドクサバフグ中毒防止対策要綱」（昭和56年1月9日55公食第1219号別添）
- 「フグの衛生確保について」（昭和58年12月27日58公食第534号、平成10年10月9日10生衛乳第96号、平成13年1月5日12生衛乳第157号）
- 「フグの衛生確保について」の一部改正について（令和2年11月4日2生衛第1996号、令和3年7月28日3生衛第553号）
- 「ナシフグの取扱いについて」（平成8年1月10日7生衛乳第102号、平成8年1月16日7生衛乳第106号、平成11年6月25日11生衛乳第54号、平成12年7月17日12生衛乳第77号、平成17年10月14日17生衛第1438号、平成28年4月8日28保衛第56号、令和3年11月2日3生衛第1779号、令和4年11月29日4生衛第1932号、令和７年10月7日7生衛第2032号）
- 「フグによる食中毒予防の注意喚起について」（平成26年9月17日26保衛第1733号）